

練馬区リサイクル推進計画  
(平成 21 ~ 25 年度)

平成 2 1 年 3 月

練 馬 区

# 目 次

第 1 部	計画策定の考え方 .....	1
第 2 部	計画の内容 .....	4
第 3 部	実施計画 .....	5
	重点的取り組み .....	9
	継続する取り組み .....	13

# 第1部 計画策定の考え方

---

## 1 計画改定の経緯

練馬区では、平成5年11月に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境保全型都市・練馬」をめざして、総合的な環境施策を進めてきました。

平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル施策部門の個別計画として、リサイクル推進における基本的な考え方と当面の施策を示す「練馬区リサイクル推進計画（平成8年度～平成11年度）」を策定しました。

平成12年度の清掃事業の東京都から練馬区への移管、平成13年3月の環境基本計画の改定（練馬区環境基本計画 2001 - 2010）などを受け、練馬区リサイクル推進計画は2度の改定を行いました。

その間、国においては循環型社会形成推進基本法をはじめとする循環型社会形成に関する法整備が進められ、資源やごみに対する区民・事業者の意識は大きく変化してきています。

さらに、清掃事業の区移管から5年が経過した平成18年3月に、\*1 練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃基本計画」という。）の見直しを行い、この一廃基本計画に基づき、同年3月に練馬区リサイクル推進計画も見直しを図りました。

本計画は、一廃基本計画における「ごみの発生抑制」や「リサイクル」の目標達成に向けた実行計画と位置づけるとともに、3年ごとに見直しを図ることにしています。

今回の見直しにおいては、取り組み項目のうち、より具体的な内容等を示して取り組むものを『重点的取り組み』として新たに設定します。

『重点的取り組み』は、5か年で目標の達成をめざします。設定にあたっては、大分類3つの中からそれぞれ選定します。

その他の項目は、『継続する取り組み』として、前計画の内容を継続します。また、計画内容で建設リサイクル法など他の法律等で義務付けているものや練馬区環境基本計画や練馬区環境学習推進計画など他計画において進行管理を実施しているものについては、見直しを図ります。

なお、『重点的取り組み』および『継続する取り組み』を次回に見直す際は、取り組み内容を評価・点検しながら改善を図ります。

---

\*1 練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画 :

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条により策定するものであり、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画および基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画からなるものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、練馬区リサイクル推進条例第20条に基づいて策定します。

同時に、「練馬区環境基本計画」のリサイクル分野の個別計画として位置づけ、清掃事業に関する基本的な計画である一廃基本計画と連携・補完しあいながら、ごみの発生抑制やリサイクルの推進に関する施策を進めています。今回改定を行なった本計画は、一廃基本計画に定める基本方針を、本計画においてより詳細にその考え方や内容を明らかにし、循環型社会の形成をめざした施策を実施していくための計画と位置づけます。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(略称名は「容器包装リサイクル法」)第8条に基づき策定した「\*2 練馬区分別収集計画」との整合性を図ります。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

## 4 計画の推進

### (1)区の推進体制について

区は、行政機関として計画内容を実現するため、関係各部課が連携しながら、区民、事業者に向けた様々な施策を展開していきます。また、自らが区内最大の事業者として、リサイクル推進計画の内容を率先して実行していきます。

### (2)区民、事業者の役割分担

計画の実現のためには、区民、事業者もそれぞれ廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する自らの責務や役割を果たす必要があります。

そのため、この計画では区が実施する施策のほか、区民・事業者もそれぞれの立場で自主的に行うリサイクル活動を行うこととしています。

---

\*2 練馬区分別収集計画 :

容器包装リサイクル法第8条に基づき、区内で発生する容器包装の分別収集と資源のリサイクル、さらにはごみの減量に向けての具体的な目標を定めるとともに、区民、事業者、区の役割を明確にして関係者が一体となって循環型社会の実現を目指す指針を示すものです。

## 5 重点的取り組みと継続する取り組みについて

### (1)重点的取り組み

計画期間内で取り組み内容をより具体的に示し、その目標の達成をめざす項目を『重点的取り組み』として選定します。項目は、【ごみを生み出さない社会をめざして】から3項目、【多様なリサイクルシステムの構築をめざして】から3項目、【取り組みの輪の広がりをめざして】から1項目を選定しています。

### (2)継続する取り組み

前計画(平成18～平成22年度)からの具体的な取り組み内容を継続する項目です。

取り組み内容を明確にし、毎年度の評価、点検をしやすくするようにしています。

## 6 計画の点検と公表

### (1)計画策定時における意見の聴取および計画の公表

計画の策定にあたっては、練馬区循環型社会推進会議の意見をあらかじめ聴くことにしています。また、この計画は、区報等により区民に公表します。

なお、次回のリサイクル推進計画の見直しについては、一廃基本計画の見直し時期にあわせて改定するように変更します。

### (2)進ちょく状況の点検および報告書の公表

計画の進ちょく状況は、区が1年ごとに点検し、その報告書を作成して、練馬区循環型社会推進会議に報告します。

報告を受けた練馬区循環型社会推進会議は、これを審議し必要に応じその後の施策の方向について、区長に提言を行うことができることになっています。

区は、練馬区循環型社会推進会議から提言を受けた場合、リサイクル推進計画の改定の際、内容に反映させていきます。

なお、この報告書は区民に公表します。

## 第2部 計画の内容

### 1 リサイクルの推進に関する目標

区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、協働することにより、次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、緑に恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまちをつくる

練馬区リサイクル推進条例の前文や同条例第1条に規定している目的を踏まえ、さらに一廃基本計画の改定内容との整合を図り、「区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、協働することにより、次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、緑に恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまちをつくる」ことを目標とします。

### 2 リサイクルの推進に関する基本方針

練馬区リサイクル推進条例第2章第1節に規定された「リサイクルの方針」を本計画の基本方針とします。

<b>基本方針</b>	リサイクルは、単に廃棄物の資源化にとどまらず、廃棄物そのものの発生抑制をめざすものでなければならない。 この目的を達成するために、つぎに掲げる事項の順に仕組みづくりを進めるものとする。 (1) 廃棄物の発生抑制を図ること。 (2) 再使用を再生利用に優先すること。 (3) 再生利用に当たっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること。 (4) 廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。
<b>基本方針</b>	区民、事業者および区は、自らの責務を果たし、役割を分担するとともに、協働してリサイクルの推進に努めなければならない。

## 第3部 実施計画

---

### (1) 施策体系の柱

各項目における施策の基本的な方向は、一廃基本計画に記載された内容と同一とします。

#### 発生抑制の推進

～ ごみを生み出さない社会をめざして ～

#### リサイクルの推進

～ 多様なリサイクルシステムの構築をめざして ～

#### 参画と協働体制の推進

～ 取り組みの輪の広がりをめざして ～

### (2) 施策体系図

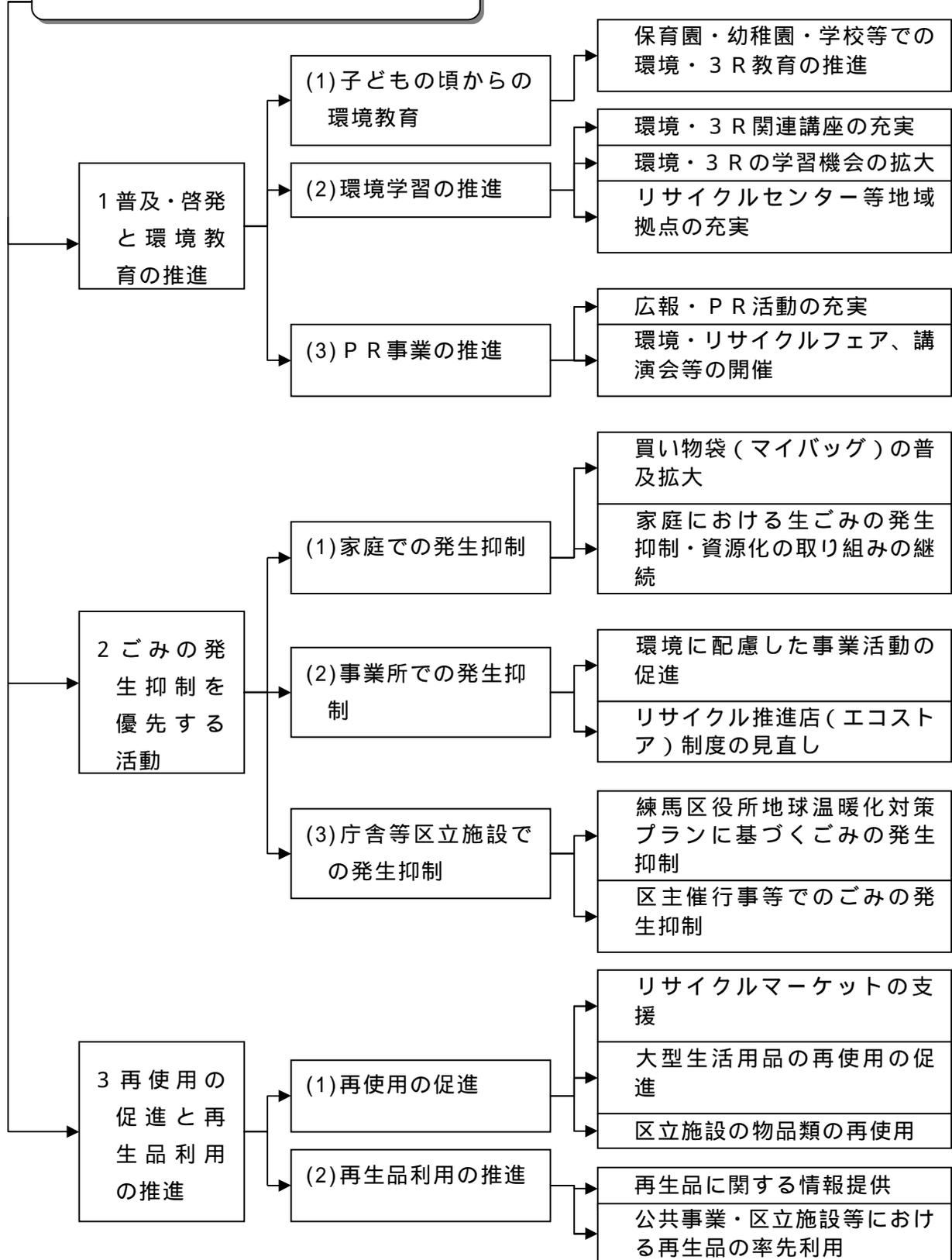
上記の3つの柱に基づき、施策体系図を次頁に示します。

### (3) 実施計画

「重点的取り組み項目」と前計画からの具体的な取り組みを引き続き行う「継続する取り組み項目」を9頁以降で示します。

# 発生抑制の推進

ごみを生み出さない社会をめざして



# リサイクルの推進

多様なリサイクルシステムの構築をめざして

1 区民が進めるごみ減量・資源回収の促進

(1) 地域や家庭におけるごみ減量・リサイクル活動の促進

区民が自主的に行うごみ減量・リサイクル活動の促進  
環境・3Rへの関心を高める働きかけ  
再使用および再生利用の促進

2 事業者が進めるごみ減量・資源回収の促進

(1) 環境に配慮した事業活動の促進

事業者による資源の自主回収の促進  
環境負荷をできるだけ抑えるような材料・製品等の製造・販売等の促進と利用の拡大に向けた取り組み  
自動販売機における容器等の回収設備の設置と資源化の促進

3 区が進めるごみ減量・資源回収の推進

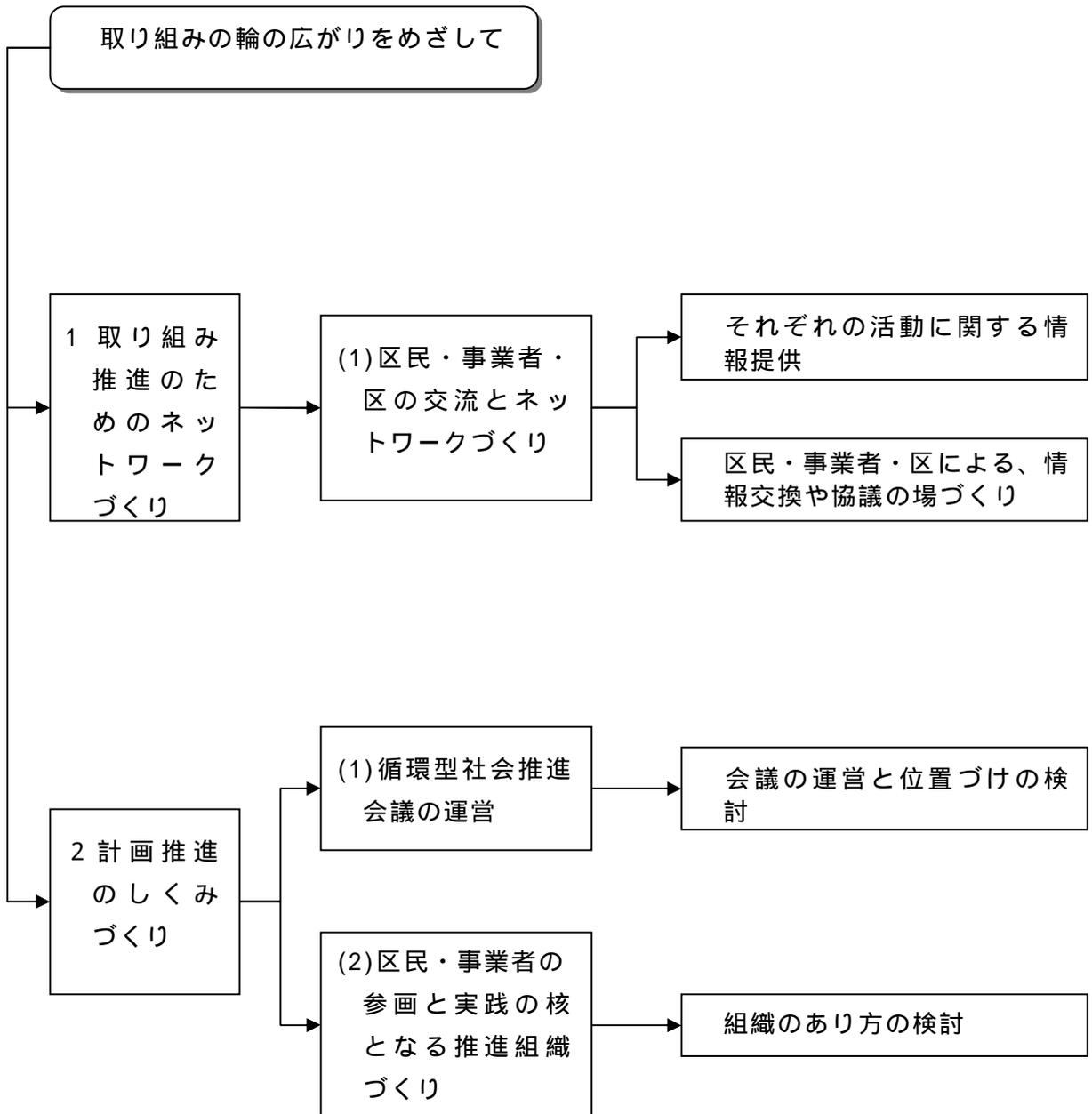
(1) 資源回収事業の推進

区立施設でのリサイクルの推進  
資源回収事業のしくみづくり  
集合住宅の管理者等に対する指導・助言  
ストックヤード等の確保

(2) 区民・事業者への支援

区民の自主的なリサイクル活動への支援  
事業者による自主的なリサイクル活動への支援

# 参画と協働体制の推進



# 1 重点的取り組み

## 項目 1

体 系	ごみを生み出さない社会をめざして 1 普及・啓発と環境教育の推進 (1) 子どもの頃からの環境教育	
計画項目	保育園・幼稚園・学校等での環境・3R教育の推進	
方 針	園児・児童・生徒が、環境問題に関心を持ち、ごみを出さない3Rを心がけた生活スタイルを身につけることをめざして、保育園・幼稚園・学校において、環境や3Rに関する実践的な教育を推進する。	
	<b>取り組み内容</b> (平成21年度～25年度)	<b>目 標</b>
a)	リサイクルセンターを中心として、区立小学校、区立幼稚園、区立保育園での分別体験や3R学習等を実施する。	分別体験や3R学習を区立小学校69校、区立幼稚園5園、区立保育園60園で実施すること。 (現在、各課および教育委員会事務局等で実施している環境学習等は、継続する取り組みとして実施する。)
		中長期的取り組み (平成26年度～32年度)
		区立保育園・区立小中学校、区立幼稚園の保護者を対象とした分別体験・3R学習を実施するとともに成果の検証を図る。

## 項目 2

体 系	ごみを生み出さない社会をめざして 1 普及・啓発と環境教育の推進 (2) 環境学習の推進	
計画項目	リサイクルセンター等地域拠点の充実	
方 針	リサイクルセンターは、区民が環境・3Rに関する講座に参加できる場、区民に対する情報発信の場であり、また区民の自主的な活動拠点でもある。こうした観点から、平成21年度開館予定の1館を含めた3館の活用を図るとともに、更に4館目の設置を検討する。	
	<b>取り組み内容</b> (平成21年度～25年度)	<b>目 標</b>
a)	練馬区新長期計画(H18～H22)で位置づけている4館目となるリサイクルセンターの設置をより具体的に明らかにするとともに、3館目となる豊玉リサイクルセンターを清掃事務所と連携しながらごみの発生抑制やリサイクルのしくみづくりの場となるようにする。	4館目となるリサイクルセンターの設置について、土地の確保等や4つの館の運営等に関する計画を策定すること。
		中長期的取り組み (平成26年度～32年度)
		目標の達成状況等を踏まえて、取り組み内容の見直しを行う。

項目 3

体 系	ごみを生み出さない社会をめざして 2 ごみの発生抑制を優先する活動 (2) 事業所での発生抑制		
計画項目	リサイクル推進店(エコストア)制度の見直し		
方 針	区は、リサイクル活動を推進している販売店等を認定するエコストア制度を実施してきたが、この制度は平成18年度をもって廃止した。今後は、各事業者が環境配慮を進められるような制度を創設する。		
	<b>取り組み内容</b> (平成21年度～25年度)	<b>目 標</b>	<b>中長期的取り組み</b> (平成26年度～32年度)
a)	事業者自らが、容器包装の減量目標等を定め、達成状況を報告するようなエコパートナーシップ制度を検討し、区内の店舗への導入を進める。	区内店舗との協定を締結すること。	区内のチェーンストア加盟全店との協定締結をめざす。 モデル地区の商店会を選定し、商店への普及・拡大を検討する。

項目 4

体 系	多様なリサイクルシステムの構築をめざして 1 区民が進めるごみ減量・資源回収の促進 (1) 地域や家庭におけるごみ減量・リサイクル活動の促進		
計画項目	区民が自主的に行うごみ減量・リサイクル活動の促進		
方 針	区民が、排出者としての立場から自ら主体となっておみ減量とリサイクルに取り組む。		
	<b>取り組み内容</b> (平成21年度～25年度)	<b>目 標</b>	<b>中長期的取り組み</b> (平成26年度～32年度)
a)	集団回収団体の育成や集団回収による資源回収を増やすために、集合住宅への働きかけを行い、集団回収事業への参加を推進する。	登録団体数および回収量を前年度より伸ばすこと。	目標の達成状況等を踏まえて、取り組み内容の見直しを行う。

項目 5

体 系	多様なリサイクルシステムの構築をめざして 3 区が進めるごみ減量・資源回収の推進 (1) 資源回収事業の推進		
計画項目	資源回収事業のしくみづくり		
方 針	びん・缶、ペットボトルの回収場所は、設置場所が少ないために、区民が分かりづらい状況である。その為に、資源回収量も伸び悩んでおり、より区民が出しやすいしくみづくりを進める。 また、資源化事業の効率化を進める。		
取り組み内容 (平成 21 年度～25 年度)		目 標	中長期的取り組み (平成 26 年度～32 年度)
a) 区民が、分別して出しやすいようにするため、回収場所の増設を進める。 b) 資源化事業の拡大と効率化を進めるために、(仮称)練馬区環境まちづくり公社の活用を進める。		回収場所の総数をごみ集積所数に近づけるとともに、回収量を前年度より伸ばすこと。 (仮称)練馬区環境まちづくり公社への事業委託により効率的な運営がなされていること。	目標の達成状況等を踏まえて、取り組み内容の見直しを行う。

項目 6

体 系	多様なリサイクルシステムの構築をめざして 3 区が進めるごみ減量・資源回収の推進 (1) 資源回収事業の推進		
計画項目	ストックヤード等の確保		
方 針	びん・缶等の資源回収の拡充および新たな資源化品目に対応するため、ストックヤードや中間処理施設の確保について検討する。		
取り組み内容 (平成 21 年度～25 年度)		目 標	中長期的取り組み (平成 26 年度～32 年度)
a) スtockヤードとして取得した敷地の活用として、資源循環事業の中核的拠点となる(仮称)練馬区資源循環推進センターを設置し、粗大ごみおよび資源の持込もできる施設とする。		(仮称)練馬区資源循環推進センターを設置すること。 粗大ごみおよび資源の持込可能な施設の運営をすること。	目標の達成状況等を踏まえて、取り組み内容の見直しを行う。

項目 7

体 系	取り組みの輪の広がりをめざして 1 取り組み推進のためのネットワークづくり ( 1 ) 区民・事業者・区との交流とネットワークづくり		
計画項目	区民・事業者・区による、情報交換や協議の場づくり		
方 針	環境保全やごみ減量・リサイクル活動等を自主的に行っている区民や事業者の交流の場づくり、情報交換や協議を行うとともに、各主体間での連携が図れるよう調整を行う。		
	<b>取り組み内容</b> (平成 21 年度～25 年度)	<b>目 標</b>	<b>中長期的取り組み</b> (平成 26 年度～32 年度)
a)	ごみ減量に向けた区民・事業者・区の三者による懇談会の開催を実施する。	懇談会を開催すること。 それぞれの立場で出来るごみ減量策を検討すること。	それぞれの立場での、ごみ減量に向けた指針づくりを行う。

## 2 継続する取り組み

ごみを生み出さない社会をめざして

### 1 普及・啓発と環境教育の推進

#### (1) 子どもの頃からの環境教育

計 画 項 目	保育園・幼稚園・学校等での環境・3R教育の推進
方 針	園児・児童・生徒が、環境問題に関心を持ち、ごみを出さない3Rを心がけた生活スタイルを身につけることをめざして、保育園・幼稚園・学校等において、環境や3Rに関する実践的な教育を推進する。
目 標	教職員等の意識啓発の実施や環境教育を充実すること。
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 児童館、学童クラブのエリア会議を利用した情報交換や保育園園長会での随時指導</li> <li>b) 区立幼稚園、保育園、小中学校において、環境マネジメントシステムの運用</li> <li>c) 小中学校において、クリーン運動実施協議会の開催や児童会活動、リサイクル委員会を中心としたアルミ缶回収や紙の分別徹底</li> <li>d) こどもエコクラブ事業としての環境クラブ活動の支援や環境作文コンクール事業の実施</li> <li>e) 子どもと保護者が一緒に取り組めるエコライフチェックの実施</li> </ul>

#### (2) 環境学習の推進

計 画 項 目	環境・3R関連講座の充実
方 針	環境問題に対する意識が高まる中、リサイクル活動等を自主的に行う区民や各種団体は着実に広がりを見せている。環境学習の担い手、地域のリーダーとしてこうした人々の果たす役割は大きい。このため、活動拠点としてのリサイクルセンターをはじめ、様々な生涯学習の場において、団体等への支援を行う。また、3Rに対する区民の意識を高めることを目的として、環境・3R関連講座の充実を図る。
目 標	地域における環境・リサイクル活動を行っている団体への支援や育成すること。
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 環境活動団体登録の継続と活動状況の紹介</li> <li>b) エコアドバイザーの育成と派遣事業の実施</li> <li>c) リサイクルセンターで、区民向け環境学習事業の実施</li> </ul>

計 画 項 目	環境・3Rの学習機会の拡大
方 針	区民の環境・3Rに対する意識の向上を図るため、各種の普及・啓発事業を通して学習機会の拡大を図る。
目 標	効率的な環境・3Rに係る普及・啓発事業を実施すること。
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 環境月間行事等の啓発事業を区民と共に実施</li> <li>b) 清掃事務所が主となり、各種イベントでの啓発活動を実施</li> <li>c) 地域での啓発活動として青空集会を実施</li> </ul>

(3) PR事業の推進

計 画 項 目	広報・PR活動の充実
方 針	様々な媒体を活用して、ごみ減量・リサイクルについての情報の収集および提供を行い、区民等の一層の理解と協力を促す。また、区内在住の外国人に対しても、必要な情報提供や広報・PRを行う。
目 標	3Rに関する情報の収集と提供を実施すること。
取り組み内容	a) ねりま区報、区ホームページでのPR活動を実施 b) 外国人向けのパンフレット、リサイクルセンターの情報誌発行 c) 清掃特集号の毎年度発行を検討

計 画 項 目	環境・リサイクルフェア、講演会等の開催
方 針	環境・リサイクルフェア、講演会等の開催により、ごみ減量、リサイクルの普及・啓発および環境への意識を高める。
目 標	各種イベントにおいて普及啓発活動を実施すること。
取り組み内容	a) 環境リサイクルフェアの開催

2 ごみの発生抑制を優先する活動

(1) 家庭での発生抑制

計 画 項 目	買い物袋(マイバッグ)の普及拡大
方 針	過剰な包装を辞退したり、買い物袋(マイバッグ)を持参してレジ袋を辞退するなど、包装ごみの減量化を呼びかける。特にレジ袋の削減に向け、買い物袋(マイバッグ)の普及拡大を図る。
目 標	マイバッグ持参の普及を図ること。
取り組み内容	a) 計画項目 - 1 - (1) に統合。(重点的取り組みの項目7)

計 画 項 目	家庭における生ごみの発生抑制・資源化の取り組みの継続
方 針	家庭から出る生ごみは、可燃ごみの約3割(重量換算)を占めている。このために区民は、食べ残しをしないような食生活や生ごみの水きりの徹底によるごみ量の削減を進める。また、引き続き家庭用生ごみ処理機等のあっせんを継続する。
目 標	生ごみの発生抑制策と資源化を継続すること。
取り組み内容	a) 家庭での生ごみ減量を推進するために、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の助成事業を実施

( 2 ) 事業所での発生抑制

計 画 項 目	環境に配慮した事業活動の促進
方 針	循環型社会の実現に向け、事業活動においても各段階において環境に配慮した行動をしていくことが求められている。循環型社会形成推進基本法に明示された排出者責任と拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者自らが主体となった取り組みを行うよう関係機関との協議・検討を進める。
目 標	環境に配慮した事業活動の促進を図ること。
取り組み内容	a) 環境に配慮した事業活動を促進するための事業者向け講演会の実施

( 3 ) 庁舎等区立施設での発生抑制

計 画 項 目	練馬区役所地球温暖化対策プランに基づくごみの発生抑制
方 針	区は、区内最大の事業者として、区立施設の管理・運営、各種事業を行うにあたり、練馬区役所地球温暖化対策プランに基づき、引き続きごみの発生抑制に率先して取り組む。
目 標	庁舎・区立施設等でのごみの発生抑制を図ること。
取り組み内容	a) 練馬区役所地球温暖化対策プランにおける「廃棄物の抑制・再利用・再資源( 3 R )の推進」

計 画 項 目	区主催行事等でのごみの発生抑制
方 針	区主催行事等においては、率先してごみの発生を抑制するため、ごみになりやすいものは使用せず、できる限りごみを出さない方法を検討する。
目 標	区主催行事でごみの発生抑制を図ること。
取り組み内容	a) ごみになり易いものの使用を控えるとともに、電子媒体等を利用し配布資料等の減量

3 再使用の促進と再生品利用の推進

( 1 ) 再使用の促進

計 画 項 目	リサイクルマーケットの支援
方 針	家庭で不用になったものを地域で再使用するために開催しているリサイクルマーケットを円滑に実施し、活動全体の向上が図られるよう、実施団体に対する区立公園の使用許可等の必要な支援を行う。
目 標	実施団体への支援を図ること。
取り組み内容	a) リサイクルマーケット主催者への支援として、隔年で実施している養成講習会、公園使用許可、区報掲載等を実施

( 1 ) 再使用の促進

計 画 項 目	大型生活用品の再使用の促進
方 針	区立施設に大型生活用品リサイクル情報掲示板を設置し、情報交換の場を提供することにより不用になった大型生活用品の再使用を促進していく。また、リサイクルセンターでの木製家具等の引取、展示、販売事業を継続する。
目 標	再使用大型木製家具等の展示、販売等を継続すること。
取り組み内容	a) リサイクルセンターでの再生、再使用大型木製家具等の展示、販売 b) 大型生活用品リサイクル情報掲示板事業の継続と設置数増を検討

計 画 項 目	区立施設の物品類の再使用
方 針	区が保有している備品や学校等の遊休教材教具類について、資源の有効活用とごみの発生抑制の観点から、必要としている部課への情報提供を継続する。また、区立図書館の除籍図書の有効活用を図る。
目 標	備品等の有効活用を図ること。
取り組み内容	a) 遊休物品情報の提供 b) 区立図書館の除籍図書の有効利用

( 2 ) 再生品利用の推進

計 画 項 目	再生品に関する情報提供
方 針	再生品に関する情報をわかりやすく区民や事業者に提供する。
目 標	再生品の展示を継続すること。
取り組み内容	a) 情報提供の場として、リサイクルセンターで再生品の展示

計 画 項 目	公共事業、区施設等における再生品の率先利用
方 針	練馬区環境マネジメントシステムの「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」および「建築・土木工事における環境配慮手順書」に基づき、再生品利用の拡大を図る。
目 標	公共事業、区立施設等における再生品の利用拡大を図ること。
取り組み内容	a) 物品および資材の購入に際しグリーン製品購入の推進

多様なリサイクルシステムの構築をめざして

1 区民が進めるごみ減量・資源回収の促進

(1) 地域や家庭におけるごみ減量・リサイクル活動の促進

計 画 項 目	環境・3Rへの関心を高める働きかけ
方 針	多くの区民に資源やごみの分別への関心を高めるための方策を検討する。
目 標	資源とごみの分別指導を実施すること。
取り組み内容	a) 資源やごみの排出状況が良好でない集積所周辺への周知活動の徹底

計 画 項 目	再使用および再生品利用の促進
方 針	区民がリサイクルに配慮した商品または再生品を選択することで、生産・販売事業者に対して、環境に配慮した製品の開発や販売活動を促す働きかけにつながることから、区民に再使用および再生品の利用を促進する。
目 標	再使用、再生品利用への啓発活動を実施すること。
取り組み内容	a) さまざまな機会を利用して、再使用への呼びかけや再生品の利用を促すためのパンフレット等を発行

2 事業者が進めるごみ減量・資源回収の促進

(1) 環境に配慮した事業活動の促進

計 画 項 目	事業者による資源の自主回収の促進
方 針	事業者は、その事業活動を行うにあたっては、循環型社会形成推進基本法に明示された排出者責任と拡大生産者責任の考え方にに基づき、環境に配慮し、ごみの発生抑制と自主的なリサイクルの推進に取り組む必要がある。また生産・流通・販売者は、それぞれの立場から製品が使用された後の廃棄の段階まで視野に入れた事業展開に努める必要がある。区はこうした視点に立って助言・指導を行っていく。
目 標	事業者の自主的な資源回収、ごみ処理を促すこと。
取り組み内容	a) 事業者の自主的な資源回収、ごみ処理を促すため、廃棄物管理責任者を対象とした講習会の実施 b) 事業用大規模建築物への立入り指導

計 画 項 目	環境負荷ができるだけ抑えられるような材料・製品の製造・販売等の促進と利用の拡大に向けた取り組み
方 針	事業者は、その製品・容器等の回収や再使用・再生利用に配慮し、再利用可能な製品および長期間使用できる製品の製造や流通・販売に取り組むことが望まれる。また区民が簡易な包装・容器等を選択できるように配慮することが求められる。区はこうした視点に立って区民・事業者との情報交換を実施する必要がある。
目 標	事業者が行う取り組みを提案すること。
取り組み内容	a) 計画項目 - 1 - (1) に統合(重点的取り組みの項目7)

( 1 ) 環境に配慮した事業活動の促進

計 画 項 目	自動販売機における容器等の回収設備の設置と資源化の促進
方 針	練馬区リサイクル推進条例では、「容器入り飲食料の自動販売機の設置者または管理者は、空き容器等を回収するための設備を設置するとともに、回収した空き容器等の再利用を促進するよう努めなければならない」と規定している（第13条）が、事業者は自主ガイドラインを定め、販売機には回収ボックスを設置することとしている。 自動販売機の設置者および管理者は、条例の趣旨や自主ガイドラインを尊重し、空き容器の自主回収と資源化に一層努めるものとする。
目 標	事業者の自主的ガイドラインに沿った設置がされるように要望すること。
取り組み内容	a) 自動販売機での自主回収と資源化を促すように要望を実施

3 区が進めるごみ減量・資源回収の推進

( 1 ) 資源回収事業の推進

計 画 項 目	区立施設でのリサイクルの推進
方 針	区立施設から出される資源やごみは、事業者としての区が、その排出責任を負っている。練馬庁舎では、平成12年度に「ごみゼロ化実施計画」を策定し、分別とリサイクルの徹底を図っている。その他の区立施設については、各施設の特徴を踏まえながら、リサイクルを推進する。 また、公園における剪定枝葉のチップ化や学校等における落ち葉のたい肥化を継続して実施する。学校・保育園における生ごみの資源化に率先して取り組むとともに、他の区立施設についても回収事業を推進する。
目 標	区立施設での古紙や生ごみ等をリサイクルすること。
取り組み内容	a) 練馬庁舎、その他区立施設での古紙等の資源化 b) 区立施設、区立公園、区立小中学校、区立幼稚園における落ち葉のたい肥化 c) 区立施設、区立小中学校における生ごみのたい肥化

計 画 項 目	資源回収事業のしくみづくり
方 針	区の資源回収事業について、区民の誰もが分別し参加しやすいものとなるように事業を見直すとともに、資源としての再生利用が可能なその他の品目についても検討する。
目 標	既存の資源回収品目を継続すること。また、新たな資源回収品目を検討すること。
取り組み内容	a) 既存の資源回収品目の継続。回収計画量は、一般廃棄物処理実施計画により公表 b) 効率的な資源回収システムの検討 c) 新たな資源回収品目の検討

( 1 ) 資源回収事業の推進

計 画 項 目	集合住宅の管理者等に対する指導、助言
方 針	集合住宅における再生資源の回収が円滑に行われるよう、一定規模以上の集合住宅を建設しようとする者や管理者・居住者に対し、指導・助言を行う。
目 標	集合住宅等の建築主等へ、資源と廃棄物に関する保管場所の設置や指導、助言をすること。
取り組み内容	a) 大規模集合住宅等への再利用対象物保管場所および廃棄物保管場所等の設置および指導・助言 b) 集合住宅の管理者へ回収容器の貸出

( 2 ) 区民・事業者への支援

計画項目	区民の自主的なリサイクル活動への支援
方 針	区民が自主的に行うリサイクル活動に対して支援を行い、資源回収の促進と拡大を図る。 また、リサイクルの推進に関して功績のあった区民等を表彰する。
目 標	集団回収事業を継続すること。また、リサイクルの推進に功績のあった区民等を表彰すること。
取り組み内容	a) 集団回収事業の実施（重点的取り組み項目 4 に含む） b) 練馬区表彰条例を活用し表彰を検討

計画項目	事業者による自主的なリサイクル活動への支援
方 針	小規模事業所から出される資源化可能物についてリサイクルが促進されるように働きかけるとともに、リサイクルの推進に関して功績のあった事業者を表彰する。
目 標	商店街オフィスリサイクル事業を継続すること。また、リサイクルの推進に功績のあった事業者を表彰すること。
取り組み内容	a) 商店街オフィスリサイクルや事業系資源物の有料方式による回収事業の実施 d) 練馬区表彰条例を活用し表彰を検討

取り組みの輪の広がりをめざして

## 1 取り組み推進のためのネットワークづくり

### (1) 区民・事業者・区の交流とネットワークづくり

計画項目	それぞれの活動に関する情報提供
方針	区民や事業者が自主的に取り組んでいるごみ減量・リサイクル等の活動について、その内容をPRすることは、活動への参加者を増やすだけでなく、取り組みの質を向上させることにもつながる。区としても、これらの活動について情報収集・提供に努める。
目標	情報収集と情報発信のシステムを運営すること。
取り組み内容	a) ごみ減量・リサイクル活動等を自主的に行っている各種団体の実態の把握方法を検討

計画項目	区民・事業者・区による情報交換や協議の場づくり
方針	環境保全やごみ減量・リサイクル活動等を自主的に行っている区民や事業者の交流の場をつくり、情報交換や協議を行うとともに、各主体間での連携が図れるよう調整を行う。
目標	練馬区環境清掃推進連絡会や事業者と連携しながら環境、清掃、リサイクルに関する事業を実施すること。
取り組み内容	a) 町会・自治会等で構成している「練馬区環境清掃推進連絡会」や事業者等と連携しながら、環境・清掃・リサイクルに関する事業を実施

## 2 計画推進のしくみづくり

### (1) 循環型社会推進会議の運営

計画項目	会議の運営と位置づけの検討
方針	区長から諮問を受けた事項についての審議をし、計画の進行管理や見直しの場として、引き続き循環型社会推進会議を運営する。
目標	循環型社会推進会議の運営をすること。
取り組み内容	a) 円滑な会議体の開催・運営

### (2) 区民・事業者の参画と実践の核となる推進組織づくり

計画項目	組織のあり方の検討
方針	一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するため、区民、事業者と連携を図るとともに、組織づくりのあり方を検討する。
目標	実践の核となる組織づくりを検討すること。
取り組み内容	a) ごみ減量懇談会で組織づくりについて検討(重点的取り組みの項目7で検討)